



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

平成31年度 税制改正要望概要

平成30年8月

復興庁

平成 31 年度復興庁税制改正要望項目

平成 30 年 8 月
復 興 庁

1. 復興特区関係

(1) 復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の拡充

- ①機械等に係る特別償却等の特例措置の拡充
- ②被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の拡充
- ③開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の拡充

※ 津波被災地域(復興特区法等で定める雇用等被害地域を含む市町村の区域内)に限り、平成 31 年度以降引き下げられる特別償却率等を、平成 30 年度までと同水準とする。

2. 福島関係

(1) 避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の拡充

※ 機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除等の特例措置に係る適用期間の延長等

(2) 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設

3. 被災代替資産関係

(1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長

(2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

(3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

(1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化

5. その他

(1) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除の廃止

1. 復興特区関係

(※ の省庁が主管省庁)

(1) 復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置の拡充

復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等のための特例措置について、平成31年度・32年度引き下げられる特別償却率又は税額控除率を、雇用等被害地域(注)を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同じ特別償却率又は税額控除率に拡充する。

(注) 雇用等被害地域

復興特区法2条3項2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定められており、沿岸部の35市町村に雇用等被害地域が定められている。

① 機械等に係る特別償却等の特例措置の拡充

＜復興庁、経済産業省、国土交通省 共同要望＞

〔所得税、法人税〕

【特別償却】

＜現行＞

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	50% (福島県:即時償却)	34% (福島県:即時償却)
建物・構築物	25%	17% (福島県 25%)

＜要望＞(下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る)

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	50% (福島県:即時償却)	<u>50%</u> ・34% (福島県:即時償却)
建物・構築物	25%	<u>25%</u> ・17% (福島県 25%)

【税額控除】

＜現行＞

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	15%	10% (福島県 15%)
建物・構築物	8%	6% (福島県 8%)

＜要望＞(下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る)

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
機械・装置	15%	<u>15%</u> ・10% (福島県 15%)
建物・構築物	8%	<u>8%</u> ・6% (福島県 8%)

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の拡充

＜復興庁 要望＞

〔所得税、法人税〕

＜現行＞

指定日	～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
控除率※	10%	7%(福島県 10%)

＜要望＞(下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る)

指定日	～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
控除率※	10%	<u>10%</u> ・7%(福島県 10%)

※被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合

③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の拡充

＜復興庁 要望＞

〔所得税、法人税〕

＜現行＞

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
特別償却率	50% (福島県:即時償却)	34% (福島県:即時償却)

＜要望＞(下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る)

投資時期	～H31.3.31	H31.4.1～H33.3.31
特別償却率	50% (福島県:即時償却)	<u>50%</u> ・34% (福島県:即時償却)

2. 福島関係

(1) 避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対する特例措置の拡充

<復興庁、経済産業省、厚生労働省、農林水産省 共同要望> [所得税、法人税]

避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対して講じられている、①機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除、②避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除、③将来の事業再開のために資金を積み立てた場合の損金算入等の適用期間の延長等。

(2) 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置の創設

<復興庁 要望> [所得税、法人税、登録免許税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税]

避難解除等区域復興再生計画、特定復興再生拠点区域復興再生計画等に記載された公共施設の整備等のために、帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合又はその管理を委託した場合において、譲渡人の所得税又は法人税、推進法人の登録免許税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税等を軽減する措置等を創設。

3. 被災代替資産関係

(1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長

<復興庁、経済産業省、農林水産省 共同要望> [所得税、法人税]

①東日本大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械・装置等に代わるものとして取得等をして事業の用に供した資産、②被災区域である土地及びその土地に付随して一体的に使用される土地の区域内で取得等をして事業の用に供した建物、構築物、機械・装置等における特別償却（建物・構築物 12%、機械・装置等 24%（中小企業者等の場合））の適用期限を2年間延長。

(2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

<復興庁、経済産業省、農林水産省 共同要望> [固定資産税]

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置の適用期限を2年間延長。

(3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の延長等

[自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税]

<復興庁、経済産業省、国土交通省 共同要望>

東日本大震災により滅失等した被災自動車等に代わる自動車等を取得した場合の自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税の特例措置の適用期限を2年間延長。

また、消費税10%への引上げ時に、自動車取得税の廃止に伴い導入される自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割について、平成32年度までに取得したものは非課税とする。

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

(1) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化

<金融庁、復興庁、内閣府 共同要望>

[所得税]

被災した法人について債務処理計画が策定された場合の経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び適用期限の恒久化。

5. その他

(1) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除の廃止

<復興庁、国土交通省 共同要望>

[所得税、法人税]

防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業のために買い取られる旨の証明を受けた土地及び建物等を地方公共団体へ譲渡した場合における譲渡所得の特別控除は、平成31年度以降、本特例の適用対象となる土地の取得が見込まれないことから廃止する。